

※ 申請にあたっては、別紙「手続きの流れ」もご確認ください。

1 制度の概要

難病指定医または協力難病指定医が勤務する医療機関が、厚生労働省が運営する指定難病患者データベースへの臨床調査個人票（診断書）等のオンライン登録に対応できるように、院内システムの改修やオンライン登録用のPCの購入等、環境整備に要する費用について、1医療機関あたり5万円を限度に、所要額の1／2の範囲内で補助を行います。

<補助金額の例>

- ・ PC購入に5万円（税込）かかった場合 ⇒ 1／2である2万5千円を補助
- ・ システム改修に20万円（税込）かかった場合 ⇒ 補助上限額である5万円を補助

2 補助対象

- (1) 臨床調査個人票及び医療意見書のオンライン登録に対応するための院内システム改修費用や端末の購入費用及びその工事費用が補助対象です。

なお、本補助金を活用し購入した備品等については、本事業のみでご使用ください。

例) パソコン、プリンタ、USB 媒体、wi-fi ルーター、タブレット等

- (2) プリンタ、USB 媒体などのパソコン周辺機器については、パソコンとの抱き合わせでの購入に限らず、単体での購入も補助対象とします。
- (3) ただし、パソコン等端末のリース費用や、wi-fi の月額料金、パソコンの月々の保証、システム改修後の保守等のランニングコスト、臨床調査個人票等オンライン登録以外で使用するパソコンについては、補助対象外となります。
- (4) 国から示されている端末要件等は、別紙「医療機関向け難病小慢 DB 更改に関する周知（詳細）_2023 年 7 月版（更新）」をご確認ください。
- (5) 申請日において、指定有効期間が有効な難病指定医等が勤務する神奈川県内に所在する医療機関（横浜市、川崎市又は相模原市に所在する場合を除く。）のみ申請可能です。

3 留意事項

- (1) 補助対象となる経費は、補助金交付決定通知書が届いてから令和9年3月31日までに支払う経費です。交付決定通知書が届く前に事業に着手（PC購入等）した場合は、補助対象外となります。また、令和9年3月31日までに支払いが完了しない場合は、交付決定後であっても、補助を受けられません。
- (2) 申請多数の場合は予算の執行状況等により、補助を行えない可能性があります。
- (3) 交付申請後あるいは交付決定後に、補助事業の内容や金額に変更が生じた場合や事業を中止する場合、または、申請を取り下げの場合（交付決定後の申請取下げは10日以内）は、すみやかにご連絡ください（連絡先はP2下部記載）。
- (4) 当該補助事業は国事業であるため、令和9年度以降の事業継続についてはお答えできません。
- (5) 補助対象となる施設は、申請日において、神奈川県内（横浜市、川崎市及び相模原市の区域を除く。）に所在し、指定有効期間が有効な難病指定医等が勤務する医療機関です。法人所在地が他自治体であっても申請できます。また、同一法人であっても医療機関別（医療機関コードが異なる場合）に申請が可能です。

- (6) 過年度も含めて1医療機関あたり1回のみ補助の対象となります。2回目以降の申請分は補助対象外となります。また、難病指定医と小慢指定医の両方が勤務する医療機関は、難病指定医について補助の対象となります。
- (7) 既に本事業と同種の事業に係る補助金に申請している場合及び交付を受けている場合は、本補助金（神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業補助金）の補助対象外となります。
- (8) 仕入控除税額が0円の場合（補助金返還相当額がない場合）であっても、事業終了後、仕入控除税額報告書等の提出が必要です。
- (9) 神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業の補助金を申請いただいた後、指定難病患者データベースをご利用するには、別途利用申請をしていただき、指定医ID・PWを発行する必要があります。
- 以下のURLをご確認のうえ、ご申請ください。
- 神奈川県ホームページ「臨床調査個人票のオンライン登録について」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f531594/p1000000009.html>
- (10) ここに記載のない事項は、神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業補助金交付要綱及び神奈川県補助金の交付等に関する規則の定めによるものとします。

【問合せ先】

神奈川県 健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課 難病対策グループ
電話：045-210-4777